

令和3年度糸魚川市国民健康保険診療所 特別会計予算

令和3年度糸魚川市の国民健康保険診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ256,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和3年2月22日提出

糸魚川市長 米田 徹

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 診療収入		119,439
	1 外来収入	115,192
	2 諸検査収入	4,247
2 介護保険収入		528
	1 介護保険収入	528
3 使用料及び手数料		156
	1 手数料	156
4 繰入金		126,871
	1 他会計繰入金	126,871
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		9,405
	1 受託事業収入	9,272
	2 雑入	133
歳入	合計	256,400

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		66,409
	1 施設管理費	66,409
2 医業費		122,840
	1 医業費	122,840
3 公債費		66,151
	1 公債費	66,151
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	256,400